

配偶者の相続財産比較

相続人10人(配偶者と甥姪9人)

	(A) 相続対策をしない場合	(B) 相続対策をした場合
相続財産 相続人 10人 遺言書活用 保険活用	3億円 (配偶者と甥姪9人) なし なし	3億円 (配偶者と甥姪9人) あり あり
保険料合計 相続時保険金 非課税受取額 課税財産額 基礎控除	- - - 3億円 9,000万円 (3000万+600万×10)	5000万円 5000万円 5000万円 3億円 9,000万円 (3000万+600万×10)
配偶者の相続分 甥姪の相続分 ※相続税 納税後の財産	2億2500万円 7500万円 0 2億2500万円	3億円 0 1281万円 2億9125万円
差 額	-6625万円	+6625万円
作者からのコメント 当比較システムは 特許 を取得しております。	このようにして 比較 すれば相続対策を行わない場合と行った場合の 差 が一目瞭然に確認することができます。かけがえのない財産を失わないために 相続対策 を行うことをお勧めします。	上記の場合、相続対策を行うことで配偶者の財産が 6625万円 得をすることになります。逆に言えば、相続対策を行わない場合は、その 分損 をすることになります。